

令和7年度高知県地域観光商品造成等委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度高知県地域観光商品造成等委託業務

2 事業の概要

(1) 目的

地元の人との交流や暮らしに触れることのできる観光商品の造成を推進することで、観光客が地域を深く味わいながら長期滞在できる観光地域づくりを進める。

(2) 内容

商品造成に取り組む地域等に、専属の地域コーディネーターを配置し、キャンペーンの核となる商品造成及び販売等の支援を行う。

既存商品は、観光相談窓口の設置による対応やアドバイザー派遣により、さらなる磨き上げを支援するとともに、令和6年度造成商品のフォローアップを行う。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3 業務内容

事業の目的を達成するため、以下(1)～(7)の業務内容を効果的かつ効率的に進める工程及び方法を総合的に企画し、実施すること。

(1) 統括責任者の配置

造成又は磨き上げを行う観光商品の質を担保し、事業全体の統括及び進捗管理を担う統括責任者を1名以上配置すること。

(2) キャンペーンの核となる商品造成

①地域が一体となった商品づくり

ア 地域の選定

商品造成に取り組む地域の選定にあたっては、選定基準（実施体制（プレイヤー）、地域資源、ストーリー等）を定め、令和6年度中に県が実施した市町村への調査を基にヒアリングを実施するとともに、選定基準に基づいて選定すること。選定基準及び地域の選定は、令和6年度の選定基準（別紙）を参考に、県と協議のうえ決定すること。

加えて、受託者からも、独自に商品造成に取り組む地域や商品化イメージを提案していただき、商品造成に取り組む地域数は、トータル10～14地域、1地域あたり2～3件程度商品化されることを想定している。

イ 地域コーディネーターの配置

統括責任者は、選定地域毎に地域コーディネーターを配置し、その活動の指揮をとること。地域コーディネーターの選定にあたっては、地域の資源や実情を理解し、地域に訪問して支援を行える者とし、県との協議のうえ決定すること。

なお、統括責任者が地域コーディネーターと兼務することや地域コーディネーターが複数の地域を担当することは差し支えないが、地域コーディネーターは6名以上を配置すること。

ウ 地域コーディネーターの伴走支援による商品づくり

地域内の関係者（観光施設、観光協会、商工会、農業等の事業者、広域観光組織、市町村、県等）の連携のもと、地域ならではのテーマやストーリーを定め、地域資源を活用した商品づくりを行うこと。

地域コーディネーターは、地域や事業者等を訪問し、現状を確認したうえで、素材の活用提案やストーリー・テーマ設定等、地域独自の価値を見出しながら、ターゲット設定、受入方法、コースづくり、販売方法等の商品づくりの支援を行うこと。

商品の造成にあたって、傷害保険・賠償責任保険の加入や県が運用するガイドラインに基づいた安全管理マニュアルの作成支援、飲食店営業許可等が必要な場合は、関連情報の提供や必要な手続きに関する支援を行うこと。

なお、商品造成にあたっては、令和7年9月頃から行う、首都圏旅行会社向け「高知県観光説明会」を念頭に、セールスを意識した早期造成を目指すこと。

また、アドベンチャートラベルやクルーズオプションツアー等に組み込める可能性のある素材については、ターゲット層（インバウンドの属性別（国別等））に適した商品となるよう助言し、それに適した受入態勢の構築に必要な支援を行うこと。

エ モニターツアー、販売等

造成した商品の点検を行う必要がある場合は、専門家やその商品のターゲット層を招聘し、モニターツアーやアンケート等の実施を支援すること。

また、造成した商品をPRし、販売するため、旅行会社や取引業者向けに提案できる観光コンテンツタリフ（商品名、商品内容、販売手数料、所要時間、催行人員、手仕舞い日、申込先等）を商品またはコース毎に作成すること。（観光コンテンツタリフの様式は県から提供）

その他、OTA登録やSNSを活用した情報発信等、販売に有効な手段を助言するとともに、宣材写真の撮影、広域観光組織や旅行会社での商品化等、販売につながる支援を行い、稼働の上昇に努めること。

②商品数

造成件数は、30件以上とする。契約着手時点で観光客向けに定時販売していない素材を主とするが、既存商品の付加価値の向上や滞在時間の延長の観点で磨き上げたものも可とする。なお、旅行会社で販売可能な商品を念頭に造成すること。

（３）既存商品の磨き上げ、フォローアップ

既にOTA等で通年販売している観光商品を「どっぶり高知旅キャンペーン」の核となる商品に磨き上げようとする事業者等を以下の方法で支援する。

磨き上げる商品数は、10件程度を想定。

ア 商品造成に関するワークショップ等の開催、相談窓口の設置

既存商品の磨き上げに対応するため、事業者等が参加できる商品造成に関するテーマ別ワークショップ等を開催するとともに、商品造成に取り組む県内の観光関係事業者等が問い合わせできる相談窓口を設置、周知し、相談内容に対応すること。

なお、ワークショップ等については、例えば「写真の撮り方講座」などといった、一般的なニーズに合わせたテーマ設定をベースに、商品の販促や魅力向上につながるよう構成することとし、年に3回以上実施すること。

イ アドバイザー派遣

アの相談窓口等での相談内容により、専門家派遣が必要と判断する場合は、次の（ア）から（ウ）のとおりアドバイザーを派遣し、支援を行うこと。なお、（イ）、（ウ）の様式については、初回のアドバイザー派遣までに県と協議し、決定すること。

（ア）アドバイザーの選定

派遣するアドバイザーについては、相談者のニーズに応じた指導・助言ができるアドバイザーを受託者が選定し、派遣については、県の確認を受けること。なお、受託者が提案したアドバイザー以外の派遣を相談者から求められた場合は、可能な限り対応すること。相談内容に応じて、本事業の統括責任者や地域コーディネーターがアドバイザーとなる

場合が適当と判断する場合は、兼務しても差し支えない。

(イ) 実施計画書の作成

アドバイザーの派遣にあたっては、派遣希望の内容を相談者にヒアリングのうえ実施計画書を作成し、県に事前に提出すること。

(ウ) 派遣内容の報告

受託者は、アドバイザー派遣について、当日使用した資料とともにアドバイス内容の記録を県に提出すること。

ウ 令和6年度に造成した商品のフォローアップ

令和6年度事業で造成された商品の取組状況や困りごとに対応するフォローアップ、催行状況の確認を行い、月1回程度報告を行うこと。必要な商品・事業者リスト等は県から提供する。※令和6年度造成商品は40商品程度。

(4) 募集型企画旅行の実施

本事業で造成した商品（令和6年度造成分を含む）を行程に組み込んだ募集型企画旅行（以下「ツアー」という。）を10回以上催行すること。ツアーの要件は、次のとおりとする。

ア 1ツアーに対象商品を1つ以上組み込むこと。

イ ツアーに組み込む商品は、特定の商品に偏らないように配慮すること。

ウ 商品の周辺スポットや関連するテーマのスポットなど、商品を含め3箇所以上に立ち寄ることとし、県との協議により決定すること。

エ ツアーは、安価な割引を行わず、旅客運送や体験料を含む適正な価格で販売すること。

なお、現地集合・現地解散も可能とするが、ツアー内の移動は移動手段付きとすること。

オ ツアーの発着場所、催行人数、日帰り、泊付かは問わない。

カ 本委託事業での経費として、本来参加者から徴収するバス代等移動手段にかかる料金、宿泊料金、食事代、保険代及び添乗代並びに割引原資には充当できない。

キ 催行にあたっては、添乗員または受託事業者等が必ず同行し、案内すること。

(5) 定例会の実施

業務の進捗・情報共有のため、受託者は原則月に1回程度、県との定例会を行うこととし、必要な資料調整（レジュメ、地域の取組状況一覧、タリフ等）、会議室等の手配は受託者において行うこと。

(6) 成果発表会の開催

県内の他の地域や事業者を取組を周知し今後の横展開を目指すとともに、参加者同士の意見交換を目的とした成果発表会を令和8年2月28日までに開催すること。

開催方法は、遠隔地からの受講に配慮して、原則、会場でのリアル開催とオンライン配信のハイブリッド配信によるものとする。

(7) 商品パンフレットの作成

令和7年度に造成した商品を紹介するパンフレットを作成すること。

パンフレットの仕様は、フルカラー、A4・16ページ、1万部を想定しているが、県と協議のうえ決定すること。

4 成果品の提出について

(1) 提出する成果品

ア 業務報告書

半期毎に以下の（ア）から（カ）までをまとめて業務報告書を作成し、1回目は10月31日までに提出し、2回目は3月13日までに提出すること。

（ア）統括責任者の活動記録

（イ）地域コーディネーターの活動記録

- (ウ) 観光コンテンツタリフ
 - (エ) 造成商品の内容や地域の取組状況
 - (オ) 相談窓口の対応状況、アドバイザー派遣状況
 - (カ) 磨き上げ商品の内容がわかるもの
- イ 事業終了後、事業の全体概要と上記アの最終版を取りまとめて提出することとし、製本したものを1部と、電子データを一式提出すること。
- ウ その他参考資料を提出すること。

(2) 提出先

高知県観光振興スポーツ部地域観光課

5 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議する等、県との日々の情報共有を細やかに行うとともに、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (3) 本事業を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について資料の提出や報告を求めることができる。